

北部地域空き家バンク登録申込書

年 月 日

（宛先）

長

（登録希望者）

申込者 住所

氏名

印

埼玉県北部地域空き家バンク制度実施要綱に定める趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記の通り「北部地域空き家バンク」への登録を申し込みします。

記

1. 登録する空き家情報は別添「北部地域空き家バンク登録カード」（様式第5号）の通りです。

2. 当該空き家の代理又は媒介は以下の宅地建物取引業者が行います。

宅地建物取引業者名			
住 所			
電 話 番 号		担 当	

3. 登録を申し込むにあたり、以下の内容について誓約又は同意します。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと
- (2) 宅地建物取引業者が詳細調査した結果全てを各市町に提供すること。
- (3) 空き家情報（所有者に関する情報を除く。）及び宅地建物取引業者が撮影した空き家の写真を広く一般に公開すること。
- (4) 宅地建物取引業者が相手方と契約を進める際、物件情報を提供すること。
- (5) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額以内の報酬を代理又は媒介した宅地建物取引業者に支払うこと。
- (6) 宅地建物取引業者を介して行う交渉及び契約並びに契約成立後の問題等に関して、各市町が一切関与しないこと。
- (7) 登録申し込み以降の手續等は、埼玉県北部地域空き家バンク制度実施要綱の規定によること。

4. その他必要書類

- (1) 身分を証明するものの写し（運転免許証等）
- (2) 代理又は媒介に関する契約書の写し

※全国版空き家バンクへの空き家情報掲載 同意します 同意しません